

内閣参質二一三第二一六号

令和六年七月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員水野素子君提出日米地位協定、日米合同委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員水野素子君提出日米地位協定、日米合同委員会に関する質問に対する答弁書

御指摘の「日米合同委員会の合意議事録」及び「政府を拘束しない実務レベルの文書を理由に政府が国会での質問に対して答弁を差し控えること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日米合同委員会の合意事項や議事録の取扱いについては、例えば、令和六年六月十一日の参議院外交防衛委員会において、上川外務大臣が「日米双方の同意がなければ公表されないことになっております。これは、日米間の忌憚のない意見交換、また協議を確保するためでございます、合同委員会合意の法的性質と関係があるものではないでございます。」と答弁しているとおりである。